

別表第6（第4条関係）

工事項目	工事内容
<p>入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事</p>	<p>車いす対応台所の設置等、車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置、福祉型便所の設置等、脱衣所又は玄関に腰掛け台の設置、聴覚障害者用お知らせランプの設置、点字表示の設置、居室の水栓器具の取替え、居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修、屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）、緊急通報装置等の設置（有料サービス用の機器及び配管配線は除く）</p>
<p>ヒートショック対策工事 （浴室・脱衣室・便所・寝室）</p>	<p>断熱・遮熱塗装、断熱タイル設置、断熱・遮熱フローリングの整備、グラスウール・押出し発砲ポリスチレン等の増設、内窓装置、複層ガラス設置、断熱フィルム設置、断熱雨戸設置、遮熱ガラリ設置、断熱シャッター設置、気密シートの設置、暖房便座への更新</p>
<p>高齢者・障害者・子育て世帯等を支援する施設の整備</p>	<p>共用リビングの設置、談話室の設置</p>